

KAIZEN IP AGENT LIMITED 啓源知的財産代理株式会社

費用(米ドル)

Rooms 2101-05, 21/F., Futura Plaza 111 How Ming Street, Kwun Tong, Hong Kong 香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室 T: +852 2341 1444 E: info@kaizenip.com

アルゼンチン商標登録の費用と手続き

アルゼンチンの商標に関する法的根拠は商標法です。アルゼンチンは、パリ条約及びマドリード協定の加盟国で、商標保護に先願主義を採用しています。商標登録は、出願日から 10 年間有効となり、有効期間満了前に 10 年間の更新が可能です。

1. アルゼンチン商標登録の費用

サービス

コニルディ 45キ

ステップ 1: 検索			
		1 クラスにつき(文字商標)	200
(1)	アルゼンチンでは出願前の検索は義務つけられていません。		
(2)	出願前の検索の範囲は、アルゼンチン国家産業財産権庁のデータ		
	ベースのみに限定されます。		
(3)	出願前の検索とは、既存の商標の有無の確認、及び登録の可能		
	に対する意見です。検索には 15 営業日かかります。		
ステップ 2: 出願			
		1 クラスにつき	900
(1)	上述の費用には、弊所のサービス料金及び政府手数料が含まれ		
	ます。		
(2)	上述の費用は、各クラスに 20 品目以下の商品が含まれる場合に		
	適用されます。1 クラスに 20 品目超の商品が含まれる場合、1 品		
	目増ごとに 10 米ドルが別途請求となります。		
(3)	マルチクラス <mark>出願は</mark> 認められません。		
ステップ 3:登録・証明書の取得			
		1 商標につき	200
1		1	L

備考:

- (1) 上記のサービス費用は、出願に対する異議のないこと、又はアルゼンチン国家産業財産権庁から出願書を修正する旨を受けたことのないことなど、出願が順調に進む場合に基づいて算出されたものです。
- (2) 上記のサービス費用は郵便料及び翻訳料が含まれていません。
- (3) 優先権主張のための手数料は、各クラスにつき 130 米ドルです。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F. Di Wang Commercial Centre 5002 Shennan Road East Luohu District, Shenzhen, China 中国深セン市羅湖区深南東路5002号 地王商業センター12階1203-06室 T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A Guangqi Culture Plaza 2899A Xietu Road, Xuhui District Shanghai, China 中国上海市徐匯区斜土路2899甲号 光啓文化広場A楝12階1201室 T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F. Interchina Commercial Building 33 Dengshikou Street Dongcheng District, Beijing, China 中国北京市東城区灯市口大街33号 国中商業ビル3階303室

T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4 Chung Hsiao East Road Daan District, Taipei Taiwan 10688 台湾台北市大安区忠孝東路四段 142号3階303室 郵便番号: 10688 **T**: +886 2 2711 1324

токуо 東京

308 BIZMARKS Akasaka 2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo Japan 107-0052 日本東京都港区赤坂二丁目16番6号 BIZMARKS赤坂308室 郵便番号: 107-0052 T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court Singapore 069538 **T**: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプ―ル

Menara Suezcap, Tower 2 E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi Gerbang Kerinchi Lestari 59200 Kuala Lumpur, Malaysia T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F. New York, NY 10013, USA **T**: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park Bromley, Greater London BR1 1LU, UK T: +44 20 8176 3860

2. アルゼンチン商標登録の費用の計算例

例 1:1 商標、1 クラス

商標「ABC」を第 25 類(被服、履物、頭飾)に登録する、即ち、1 商標を 1 クラスに登録する場合、 弊所の請求するサービス費用は以下の通りです。

商標の検索:200 米ドル 出願の提出:900 米ドル 証明書の受領:200 米ドル

合計:1,300 米ドル

例 2:2 商標、1 クラス

商標「ABC」及び商標「DEF」を第 25 類(被服、履物、頭飾)に登録する、即ち、2 商標を 1 クラスに登録する場合、弊所の請求するサービス費用は以下の通りです。

商標の検索:200+200=400 米ドル 出願の提出:900+900=1,800 米ドル 証明書の受領:200+200=400 米ドル

合計:2,600 米ドル

上記の計算例は、出願に対する異議のないこと、又はアルゼンチン国家産業財産権庁から出願書を修正する旨を受けたことのないことなど、出願が順調に進む場合に基づいて算出されたものです。計算結果の金額には、代理権限書及び商標登録証明書の郵便料及び翻訳料が含まれていません。

さらに、上述の費用は、各クラスに 20 品目以下の商品が含まれる場合に適用されます。1 クラスに 20 品目超の商品が含まれる場合、1 品目増ごとに 10 米ドルが別途請求となります。

3. 必要書類

- (1) 申請者によって署名され、公証人によって公証され、駐申請者母国のアルゼンチン領事館によって認証された授権書(弊所提供)(申請者の国がハーグ条約加盟国である場合、授権書はアポスティーユが必要)
- (2) 記入済の「商標検索・登録注文書」(弊所提供)
- (3) 商標の JPEG 形式のソフトコピー
- (4) 出願人の身分確認書類のコピー(個人の場合はパスポート、法人の場合は法人設立証明書又は営業許可証など)
- (5) 優先権に関する書類(優先権を主張する場合)(費用は別途発生)

4. 商標登録手続

- (1) 啓源は、商標のサンプル、商品・サービスの内容、登録の詳細などの情報を確認し、最新の見積もり、事前相談、商品・サービスの分類サポートを提供します。
- (2) お客様は見積もりを確認した後、啓源の提供する「商標検索・登録注文書」に記入し、デール、ファクス、郵送にて啓源に返送します。
- (3) 検索費用の入金確認後、啓源は検索を行います。検索報告書は 15 日以内にお客様に送付します(実際の時間は政府の処理時間による)
- (4) お客様は検索報告書に記載された弊所の分析と提案を参考し、出願か否かを決めます。出願決定の連絡及び出願費用を受けた後、弊所はアルゼンチン産業財産庁に商標登録出願を提出します。
- (5) アルゼンチン国家産業財産権庁は、同一又は類似の商標が既に他の出願人によって登録されたか否かを確認するために、商標登録記録の調査を行う同時に、出願される商標が法的登録要件に該当しているか否かを審査します。登録要件に該当しない場合、審査官は異議を申し立てます。
- (6) 商標登録出願が承認された場合、出願は工業所有権官報に掲載されます。
- (7) 公告期間に第三者による異議申し立てがない場合、アルゼンチン国家産業財産権庁は登録証明書を発行します。啓源は登録証明書を確認した上、お客様に送付します。

5. 所要時間

出願が順調に進む場合、アルゼンチン商標登録に必要な各手続きを完了するまでには約 16~20 ヶ月かかります。

6. 支払方法

各ステップのサービス費用は、各ステップのサービス開始前に請求されます。お客様は中国本土の増値税発票が必要な場合、又は台湾の営業税発票が必要な場合、それぞれ 7%又は 5%の追加料金が発生します。

弊所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、 別途 5%の手数料を請求します。詳細は<u>こちら</u>。

7. 返金条項

サービスを提供し始めた後、特別な事情がない限り、費用が返金されません。例えば、弊所は検索を実施した結果、同一の商標が既に登録されていることを判明し、出願が続行できない場合、検索サービス費用を返金しません。あるいは、商標登録出願を提出しましたが、出願がアルゼンチン国家産業財産権庁又は第三者からの異議によって拒否された場合、関連するサービス費用も返金しません。

お客様は事前に3つのステップのサービス費用を全て支払いましたが、弊所は検索を実施した結果、同一又は類似の商標が既に登録されていることを判明し、出願が続行できない場合、銀行手数料を控除したステップ2~3のサービス費用を返金します。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール:info@kaizencpa.com 固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614 ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com